

城南総合口座取引規定

新旧対照表

改正	現行
21. (休眠預金等代替金に関する取扱)	21. (休眠預金等代替金に関する取扱い)
22. (未利用口座管理手数料)	22. (規定の変更等)
<p>(1) 2021年4月1日以降に開設した普通預金口座は当金庫が定める一定期間、利息決算以外の預入れまたは本項の手数料以外の払戻しがない場合は、当金庫が定める未利用口座管理手数料をご負担いただきます。</p>	<p>以下省略</p>
<p>(2) 未利用口座管理手数料は、この預金口座から払戻請求書によらず当金庫所定の方法により引落とします。</p>	<p>以上</p>
<p>(3) この預金口座残高が未利用口座管理手数料以下の場合、当金庫は預金者に通知することなく、残高全額を未利用口座管理手数料に充当のうえ、この預金口座を解約することができるものとします。</p>	
<p>(4) ご負担いただいた未利用口座管理手数料の返却、および解約させていただいた口座の再利用はできません。</p>	
23. (規定の変更等)	
<p>以下省略</p>	
	<p>以上</p>